

平成 30 年 1 月 1 日

宜野湾港マリーナ利用者各位

美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営共同企業体
宜野湾港マリーナ管理事務所
代表者 田畑充明

水上オートバイの取り扱いについて

寒さの厳しい候、皆様におかれましてはご健勝のこととお祈り申し上げます。さて、宜野湾港マリーナの運営についてはいつもご理解とご協力をお願いばかりで恐縮ですが、昨年 11 月に宜野湾港マリーナにおける水上オートバイの施設利用のルールが策定されました。

ルールの内容につきましては別紙をご熟読いただきたいと思っております。つきましては契約艇か、外来艇のどちらかに分別されますので、マリーナに持ち込まれている水上オートバイはマリーナ構内（海上を含む）から 2 月 15 日までに搬出していただくか、施設利用申請を提出してご契約いただきますようお願い申し上げます。期日を過ぎても搬出しない艇の所有者に対しては宜野湾港マリーナの施設利用申請を受理できない場合がありますのでご了承下さい。

契約希望者はマリーナ管理事務所にて受付を行っておりますのでお問い合わせください。契約可能艇数は 40 艇となっております、数にかぎりがございますのでお早めにお問い合わせください。

以上